

はじめに

わが国においては、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」（昭和 45 年法律第 16 号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきました。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号）（以下「法」といいます。）が平成 29（2017）年 5 月 1 日に施行されました。

その後、法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下「国の推進計画」といいます。）が、平成 30（2018）年 6 月 8 日に閣議決定され、また、法第 10 条及び 11 条において、都道府県は国の推進計画を勘案し、市町村は国及び都道府県の推進計画を勘案し、それぞれの区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない旨が記されました。

広島県においては、国の推進計画策定を契機として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進及び自転車の交通安全等について、県の関係計画を基に総合的に推進し、豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む「広島県自転車活用推進計画」（以下「県の推進計画」といいます。）を平成 31（2019）年 3 月に策定しており、その後、令和 3（2021）年 5 月に閣議決定された国の推進計画である「第 2 次自転車活用推進計画」を受け、令和 4（2022）年 12 月に「第 2 次広島県自転車活用推進計画」として改定しています。

自転車の運転や安全に関する法律も改正される等、自転車を取巻く状況も変化しています。平成 27（2015）年 6 月 1 日には道路交通法の改正により、一定の危険な違反行為に対して 3 年以内に 2 回以上摘発された 14 歳以上の自転車運転者は、自転車運転者講習が義務付けられ、令和 2（2020）年 6 月 30 日には、あおり運転（妨害運転）が危険な違反行為として規定されています。加えて、令和 5（2023）年 4 月 1 日には、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されています。また広島県内では、「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和 5（2023）年 4 月 1 日に施行され、自転車保険の加入義務が始まったところです。

本市においては、これまでもサイクリングロードの環境整備や、通行ルール・マナーに関する広報活動等の自転車施策に関する様々な取組を進めてきましたが、これらをより総合的かつ計画的に推進するため、本市の実情に応じ、自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくりや、サイクルスポーツを通じた健康づくり、サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり、自転車事故のない安全・安心な暮らしづくりを目標として本計画を策定しました。

本計画の構成

本計画は、下記の章で構成されます。

第Ⅰ章 計画策定の趣旨

趣旨

対象地域

計画期間

第Ⅱ章 計画の位置付けの整理

計画の位置付け

上位計画・関連計画

第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題

1 まちづくり

2 健康・スポーツ

3 観光

4 交通安全

第Ⅳ章 計画の目標と体系

【基本理念】安全・安心・快適な自転車利用環境の形成による環境にやさしく、人を惹きつけるまちづくり

目指す姿

【目標の設定】

政策目標Ⅰ 自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり
政策目標Ⅱ サイクルスポーツを通じた健康づくり
政策目標Ⅲ サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり
政策目標Ⅳ 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり

第Ⅴ章 実施する取組

政策目標Ⅰ 自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり

実施施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進
実施施策2 自転車の利用による環境負荷の低減
実施施策3 地域のニーズに応じた駐輪場の管理
実施施策4 違法駐輪取締りの推進
実施施策5 通学路等における交通安全対策の推進

政策目標Ⅱ サイクルスポーツを通じた健康づくり

実施施策1 サイクルスポーツ振興の推進
実施施策2 自転車を活用した健康づくりの推進

政策目標Ⅲ サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり

実施施策1 国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出

政策目標Ⅳ 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり

実施施策1 自転車の安全利用の促進
実施施策2 自転車の点検整備の促進
実施施策3 学校等における交通安全教育の推進
実施施策4 自転車通行空間の計画的な整備推進
実施施策5 自転車損害賠償保険等への加入促進

第Ⅵ章 自転車ネットワーク計画

第Ⅶ章 計画の進行管理

計画推進の指標

計画の進行管理・評価及び見直し